

資料5

# 子ども・子育て支援等各事業の 実績について



～夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン～ 子ども・子育て支援等各事業の実績

育てたい子ども像：自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する「舞鶴っ子」

基本的な政策目標：子どもの笑顔と子育てとの喜びがあふれるまちづくり

基本的な政策方向：1. 子どもの豊かな成長 2. 親子で育つ喜びの子育て 3. 家庭と地域が一体となって進める子育て支援

【重点施策1】子どもの豊かな育ちを支える環境づくり

NO.	事業名(計画上)	事業の概要・方向性	事業実績	課題・今後の方向性	担当課
1	幼稚園・保育所(園)における「豊かなあそび」の推進	一人ひとりの子どもの豊かな感性、表現力、創造力を培う教育・保育を実施する。五感を使った「豊かなあそび」を主体的に体験できる様々な環境(自然、人、物、事など)づくりに努めます。	舞鶴市乳幼児教育ビジョン(H28～30年度)を策定し、その内容を家庭や地域など広く市民に周知するとともに、豊かなあそびを通して学びに対する理解を深めました。 ・保育所保育指針や幼稚園教育要領等の改訂をふまえ、乳幼児教育ビジョンの改訂(H31～35年度)を行いました。 ・子育て交流施設「あそびあむ」を開設(H27.4) ・子育て支援基幹センター：週6日型 ・よちよち広場(昭光保育園)週4日型 ・よさなるあと(ルンビニ保育園)週4日型 ・ほつと(八島商店街)週4日型 ・ひまわり(西市民プラザ)週4日型	舞鶴市乳幼児教育ビジョンの内容について、子育て講座や保護者会、ニューズレター、発行など、様々な手法により、家庭や地域など広く市民にお知らせし、乳幼児期の「豊かなあそびを通して学び」に関する周知、啓発のさらなる推進に努めます。	幼稚園・保育所課
2	地域子育て支援拠点・子育て交流施設等における「豊かなあそび」の推進	地域子育て支援拠点において乳幼児との望ましいかかわり方の普及・啓発に努めます。 また、平成27年度に開設予定の「子育て交流施設」において、「豊かなあそび」の提供や「あそび」の創造と情報発信に努めるとともに、多世代間や家庭、地域における「あそび力」の向上に努めるなど、子どもや学びを支える環境づくりに努めます。	乳幼児教育の質の向上研修の実施(子どもを主体とした保育の実践、保幼小連携活動など) ・保幼小中接続カリキュラムの策定 ・乳幼児教育センターの調査研究 ・乳幼児教育フォーラムの開催	乳幼児期に大切にしたい親子の基本的な関わり方について学ぶ機会を提供して、子どもも主体的・自発的な活動を促し、様々な可能性をもつ子どもが育つような環境づくりを進めるために、親たちへの気づきのおまかせの情報の発信に努めます。	子ども支援課
3	幼稚園・保育所(園)における教育、保育の充実	0歳児～5歳児の発達を見通した教育・保育を実施し、一人ひとりの子どもの発達や学びを捉えた、質の高い教育・保育の提供を行います。	・保育者の不足が課題となっており、質の向上に向けて必要な人員を確保するとともに、各種研修機会の創出と充実により職員のスキルアップを図ります。 ・乳幼児教育センターを中心として、保幼小中接続カリキュラムの効果的な運用や保育に関するリーダーやコーディネーター人材育成の強化を図ります。	・保育者の不足が課題となっており、質の向上に向けて必要な人員を確保するとともに、各種研修機会の創出と充実により職員のスキルアップを図ります。 ・乳幼児教育センターを中心として、保幼小中接続カリキュラムの効果的な運用や保育に関するリーダーやコーディネーター人材育成の強化を図ります。	幼稚園・保育所課



[重点施策1] 子どもの豊かな育ちを支える環境づくり

NO.	事業名	事業概要	事業実績	課題・今後の方向性	担当課
4	幼児教育・保育の質的向上	保育所(園)では、民間と公立が連携し、保育の質の向上を目的とした研修事業を実施し、公開保育、研修会において、専門家による指導助言を受け、さらには、幼稚園にも拡充を図ります。土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児教育の質の向上研修の実施(子どもを主体とした保育の実践、保幼小連携活動などの実践、公開保育・授業の実施等)</li> <li>・保幼小中接続カリキュラムの策定</li> <li>・乳幼児教育センター、乳幼児教育コーディネーターの調査研究</li> <li>・乳幼児教育フォーラムの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者の不足が課題となっており、質の向上に向けて必要な人員を確保するとともに、各種研修機会を創出します。</li> <li>・乳幼児教育センターを中核として、保幼小中接続カリキュラムの効果的な運用や保育に関するリソースの強化を図ります。</li> </ul>	幼稚園・保育所課
5	幼保小連携の推進	就学前児童の発達や学びを小学校での学習や生活につなげる、連続性を踏まえた幼保小連携事業を推進します。また、職員相互の連携の充実や研修事業を実施し、0歳～12歳の切れ目のない接続を目指した連携に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児教育の質の向上研修の実施(子どもを主体とした保育の実践、保幼小連携活動などの実践、公開保育・授業の実施等)</li> <li>・保幼小中接続カリキュラムの策定</li> <li>・乳幼児教育センター、乳幼児教育コーディネーターの調査研究</li> <li>・乳幼児教育フォーラムの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者の不足が課題となっており、質の向上に向けて必要な人員を確保するとともに、各種研修機会を創出します。</li> <li>・乳幼児教育センターを中核として、保幼小中接続カリキュラムの効果的な運用や保育に関するリソースの強化を図ります。</li> </ul>	幼稚園・保育所課
6	学力の充実と向上	少人数学級や少人数指導、ティームテイングなど、きめ細かな学習指導を行うとともに、舞鶴市統一学力診断テスト(夢チャレンジテスト)など、夢に向かって切磋琢磨できる学習環境を提供し、児童生徒の学習意欲や学力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校で各学年統一の学力診断テストを実施。</li> <li>・英語検定にチャレンジする生徒に検定料を支援。</li> <li>・将来の夢を考えるきっかけとするため、外部講師による講演会を実施。</li> <li>・各中学校における学力向上や教職員の資質向上等の取組、各学校の特色ある教育活動を支援。</li> <li>・学習サポートを配置し、学力診断テスト等の結果を活かした個に応じた効果的な学習指導を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも、夢に向かって切磋琢磨できる学習環境を提供し、児童生徒の学習意欲や学力の向上を図ります。</li> </ul>	学校教育課
7	豊かな心の育成	地域と学校の連携・協力による職場体験や世代間交流、農業体験など、多様な教育活動を推進し、豊かな心の育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な学習の時間、体験活動、野外活動、クラブ活動、部活動等において地域人材等を活用した特色ある教育活動への支援を実施。</li> <li>・引揚記念館等での「ふるさと学習」や地域での職場体験活動等を通して、ふるさとへの育成を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと学習に協力いただけた人材の確保に努めるとともに、引き続き学校の二一に、引き続きある教育活動を支援していきます。</li> </ul>	学校教育課
8	健やかな身体の育成	健康的な生活習慣や食習慣の確立による健やかな身の育成を図ります。			



【重点施策1】子どもの豊かな育ちを支える環境づくり

NO.	事業名	事業概要	事業実績	課題・今後の方向性	担当課
9	小中一貫教育の推進	学力の向上と学校生活への適応に向け、小学校と中学校の円滑な接続と義務教育9年間を見通した教育を目指し、小中一貫教育を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫教育モデル校区の指定（4中学校区）</li> <li>・小中一貫教育標準カリキュラム（国語、社会等）作成</li> <li>・小中一貫教育リーフレットの作成 他</li> </ul>	モデル校区の取組の成果や課題を整理し、平成30年度から全市で導入をしています。	教育企画課
10	いじめ防止基本方針に基づくいじめ対策の推進	舞鶴市いじめ防止基本方針に基づき、いじめを絶対許さない決意のもと、社会全体で子どもを守るとともに、各学校において、いじめの防止、早期発見、早期対応のため、組織的に取り組みます。また、いじめ相談室が学校の支援・指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回の「いじめアンケート調査」の実施による実態把握及び必要な指導や支援を実施。</li> <li>・いじめの早期発見・早期対応のため、いじめ相談ダイヤルカードの配布。 など</li> </ul>	人間関係づくりに時間を要し、また個々の状況に応じた対応が必要なため、経験豊かな相談員が児童・生徒と信頼関係を築く中で取り組む必要がある。明日葉やいじめ相談室の活動を通して、いじめの解決やいじめ相談の充実を目指し、また学校でいじめや嫌なことどももあつて、先生や友達に相談できない子どもたちや不登校の子どもで悩んでいる保護者に対し、1人で悩まずに電話相談できる体制の充実を図ります。	学校教育課
11	学校における不登校対策の推進	不登校の未然防止に向け、学校での心の居場所や、絆づくりに努めるとともに、各学校に不登校対策担当の教員を明確に位置付け、不登校の児童・生徒にきめ細かく柔軟な対応を組織的に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任等による家庭訪問の実施やその対策等、各学校において組織的な対応を実施。</li> </ul>		学校教育課
12	教育センター「明日葉」の運営	教育支援センター「明日葉」を中心に不登校解消のための取り組みを進めるとともに、カウンセリング（臨床心理士）を配置し、困難事例に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども相談員、臨床心理士による相談業務の実施。</li> <li>・学校訪問、家庭訪問を通じて、学校での不登校対策をサポート。</li> <li>・学習支援・野外体験活動（チャレンジアクト777事業）の実施。</li> <li>・「明日葉通信」を家庭・職員向けに配付。</li> </ul>		学校教育課
13	より豊かな学校給食の充実	児童・生徒の健全育成のため、食育を推進するとともに、安心・安全で魅力ある学校給食を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校で給食を実施。</li> <li>・食育だよりを発行（毎月）し、食育について推進。</li> <li>・給食食材に、地元産のお米をはじめ、魚やわかめ、野菜などを使用。</li> </ul>	年々増加するアレルギー児童・生徒の除去等の確実な対応と中学校での食育指導の充実が課題であるが、引き続き安心・安全で栄養バランスのとれた魅力ある給食を提供するとともに、児童生徒の健全育成のため、食育を推進します。	学校教育課
14	学校と家庭・地域の連携強化	地域社会全体で子どもと学校を支える仕組みづくりとして、コミュニティ・スクール等の取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H28に小中一貫教育を導入した中学校区（城北・加佐）の全小・中学校にコミュニティ・スクールを設置。</li> <li>・青葉と城北の各中学校区に、学校支援地域本部を設置。</li> </ul>	本市では、小中一貫教育を導入した翌年度にコミュニティ・スクールを設置することとしており、学校や地域の実態を考慮しながら、コミュニティ・スクールの円滑な設置を進めていきます。また、地域本部の運営を継続・発展させるため、活動に対する支援を継続して行います。	教育企画課



【重点施策2】 家庭における子育て力を高める取り組みの推進

NO.	事業名	事業概要	事業実績	課題・今後の方向性	担当課
	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	親同士が交流する場を提供するとともに、子育てについて気軽に相談したり学べるよう、子育て講座の開催や子育て支援者研修会の開催に努めます。 また、乳幼児とその保護者の総合的な支援を図るため、親同士が気軽に交流できる場や子育てサークルの育成等に努めます。	地域子育て支援拠点施設 ・子育て交流施設「あそびあむ」を開設(H27.4) 週6日型 ・子育て支援基幹センター：週6日型 ・よちよち広場(昭光保育園) 週4日型 ・さるなあと(ルンビニ保育園) 週4日型 ・ほっと(八島商店街) 週4日型 ・ひまわり(西市民プラザ) 週4日型	子育てに不安感を持ちながらも一人で悩んだり、交流の場に参加しない・できない保護者も多くあることから、様々な関係や地域が、連携を更に密にして、地域の中で子育てに不安を持っている世帯を把握し、保護者が子育てについて学ぶ機会の創出に努めます。 気軽に利用しやすい環境を作り、その中で保護者が子育てについて学ぶ機会の創出に努めます。	子ども支援課
1	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば)	子育てについて学ぶよう、子育て講座の開催やわかりやすい子育て関連情報の提供に努めます。 また、乳幼児とその保護者が、地域の多様な世代と交流ができるよう、地域団体と連携して、地域での子育て支援活動に積極的に取り組めます。		気軽に利用しやすい環境を作り、一緒に遊ぶ中で、保護者が子育てについて学ぶ機会の創出に努めます。	子ども支援課
	地域子育て支援拠点事業 (子育て交流施設)	子育て中の親子が気軽に集い、あそびやお話で交流する場を提供するとともに、家庭での「豊かなあそび」のプログラムや子育て関連情報の提供に努めます。 また、子育て中の親子同士をはじめ、多世代のいろいろな人が気軽に集い、遊びをとおして交流できる施設として、利用しやすい施設運営に努めます。		高校生が、子育て支援授業や親子との交流を通して、命の大切さに気付いたり、乳幼児との具体的な関わり方を知る機会とします。	子ども支援課
2	高校生と乳幼児親子とのふれあい交流事業	これから親になる高校生が、乳幼児や子育て中の親子との触れあいを通じて、子どもへの愛情や生命の尊さを感じ、将来結婚し、子どもを産みたいと思える機会を創出するとともに、子育て支援の現状等について学ぶ機会づくりを行います。	東舞鶴高校1年生 家庭科授業への参加 ・舞鶴工業高等学校5年生 保健体育科授業への参加 ・日星高校1年生 聖書の授業への参加 ・中丹東保健所及び市内の5子育てひろばと協働で実施している。	相談に対する適切な対応と支援が迅速に行えるよう、相談員の専門性向上に努めるとともに、関係機関との情報共有と連携の更なる強化に努めます。	子ども支援課
3	子ども総合相談センター	子育て、健康、医療、児童虐待、障害、不登校、非行など、子ども・子育てに関する様々な相談に相談員が対応できるような体制の充実を図るとともに、窓口の所在・業務内容等の明確化に努めます。	中総合会館に移転(H28.7)し、子ども総合相談センター、保健センター、子育て支援基幹センターの3つが一体となり、子育て世代包括支援センター機能を持つ「子どもなんでも相談窓口」を開設し、妊娠前から18歳までの切れ目のない支援を実施。	子育て支援に関する情報がタイムリーに発信し、年々アクセス数が増加している。	子ども支援課
4	子育て応援情報サイト「そよかぜネット・まいたん」	各種子育て支援サービスや制度のお知らせ、子育て中の親子を対象としたイベント情報、子育て応援団体の紹介など、子育て支援に関するあらゆる情報を整理し、タイムリーに発信するよう努めます。		子育て支援サービス情報を、市民にわかりやすく、よりタイムリーな情報提供に努めます。	子ども支援課



[重点施策3] 安心して産み育てられる環境づくりの推進

NO.	事業名	事業概要	事業実績	課題・今後の方向性	担当課
1	妊婦健康診査	妊婦の健康管理と健診費用負担の軽減のため、妊婦健康診査受診票を交付します。	・基本検査（問診・診察、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導） ・追加検査（血液検査、超音波検査、免疫検査、HIV抗体検査、子宮頸がん検査等）	妊婦の健康管理の向上を図るため「妊婦健康診査」を継続して実施するとともに、平成31年度から産後うつと新生児虐待予防の観点から新たに「産婦健康診査」を実施しています。	健康づくり課
2	産褥入院	出産に係る退院後、さらに保健指導を必要とする母子に対し医療機関等への入院費用の一部を助成します。	・産後の母子に対し、医療機関等への入院費用の一部を助成	産後の母子の健康確保と育児支援を充実させるため、平成30年度から事業名を「産後ケア事業」に改め、宿泊型の他に新たに日帰り型も加えて実施しています。平成31年度からは、産婦健康診査の事後支援の1つとして実施しています。	健康づくり課
3	妊産婦歯科健康診査	歯周病にかかりやすい妊産婦の口腔の健康を保持増進し、早産や低体重児出産、むし歯の母子感染等の予防を目的に歯科健康診査を1回実施します。	・妊産婦に対し、歯科健康診査を市内の歯科医療機関で実施	受診率アップを目的として、妊娠初期から歯科健診や効果的なブラッシング習慣の定着を働きかけます。	健康づくり課
4	育児準備教室	初産婦と夫に対して妊娠中から育児に対する意識を高め父親の育児への協力体制をつくることを目的に沐浴実習や妊婦体験等を実施します。	・もうすぐパパママ教室（沐浴実習、妊婦体験、栄養・制度の話） ・妊婦教室（栄養・歯科指導、妊婦同士や先輩ママとの交流など）	父親の妊娠・出産・育児における協力体制や、妊婦の不安軽減と仲間づくりを支援するため、育児準備教室を継続して実施します。また妊娠中から家族の食生活を考えます。また妊娠中から食育指導を実施します。	健康づくり課
5	妊産婦・新生児・未熟児訪問指導	助産師・保健師が訪問を行い、妊婦・産婦・新生児・未熟児への育児に関する助言や保健指導を実施し、必要に応じて関係機関と連携し継続的な支援を実施します。	・妊婦・産婦・新生児・未熟児に対して、成長・発育や育児等に関する助言・指導を助産師や保健師が訪問して実施。	児の状況だけでなく、産婦の精神面の援助や育児不安等訪問を必要とする件数が増えるとともに、全出生児に電話して相談し、さらには継続した支援が必要な場合は、来所による助産師相談や関係機関の紹介など適切な支援につなぎます。	健康づくり課
6	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を全て訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、必要な情報提供や養育環境等の把握を行い、今後も支援が必要な家庭に対しては、関係機関との連携をとり適切な支援につなぎます。	・生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援を実施 ・教育・保育施設や地域の子どもの・子育て支援事業についての情報提供や相談・助言等の実施	産後の育児不安や子育ての孤立化を防止、誰もが、地域に見守られている安心感が持てるような、よりよい訪問に努めます。	子ども支援課
7	乳幼児健康診査	3か月・10か月・1歳6か月・3歳児健診を実施し、子どもの心身の発育や育児状況、親の健康状況、予防接種の接種状況などを把握し、安心できる子育てを支援します。	・3か月・10か月・1歳6か月・3歳児の健康診査の実施	児の成長・発達だけでなく、子育て支援におよび虐待予防の視点も含めて事後支援につなぎます。また引き続き健診未受診者の全数把握に努めます。	健康づくり課
8	予防接種	ヒブ・小児用肺炎球菌・四種混合・三種混合・不活化ポリオ・BCG・麻疹・風しん・水痘・日本脳炎・子宮頸がん予防等の予防接種を実施するとともに勧奨を促進します。	・乳幼児（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、BCG、麻疹、風しん、水痘、日本脳炎）、学童（三種混合・日本脳炎・子宮頸がん）の予防接種の実施	定期接種の接種率の向上と、安全で効果的な接種が行えるよう医療機関との連携や、保護者への啓発に努め、まん延することを防ぎます。	健康づくり課



【重点施策4】 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

NO.	事業名	事業概要	事業実績	課題・今後の方向性	担当課
1	のびのび教室・すくすく教室・ここにこにこルーム	言葉の発達や行動面に課題のある子どもが、小集団の中で様々な遊びの楽しさを体験するとともに、保護者が、親子で遊ぶ機会を通じてかかわり方や遊ばせ方を学ぶ教室を開催し、就園につなげる取組みの充実に努めます。	・のびのび教室：概ね1歳6か月～2歳6か月児 ・すくすく教室：2歳6か月～就園まで	健診後のフォローや早期支援の場として定着しているが、教室終了後は就園する児も多いため、関係機関との連携に努めます。	健康づくり課
2	「にじいろ」個別支援システム	関係機関の専門家で構成する巡回メンバーにより、幼稚園や保育所（園）、認定こども園を巡回し、支援を必要とする子どもへの適切なかかわり方やその子を取り巻くクラス等の運営方法に至るまで幅広く支援体制の充実を図ります。	・園への巡回を通じて、支援の必要な子どもへの適切な関わり方やクラス運営等への助言を行い、各園の支援の向上や関係機関との連携を図りました。 ・切れ目のない支援の充実のため、園での支援方法等を就学先へつなげるよう個別の支援計画等の活用を促すと共に、必要に応じて、教育委員会と連携して就学先へ移行支援の実施しました。	・にじいろ個別支援システムについては、安定的な運用が維持できています。今後においても、切れ目のない支援の充実に向けた取り組みを継続するとともにし、関係機関と連携を深め、さらなる充実化を図ります。	幼稚園・保育所課
3	舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園の運営の支援	成長や発達に支援を必要とする子どもや市内の関係機関の中心施設として、相談やコーディネーター、療育などを行ううらら園に対して運営の支援を行い、療育の推進に努めます。	・成長や発達に丁寧な配慮と支援が必要な子どもたちのための施設として運営されているさくらんぼ園を支援することにより、子どもたちがより過ごせる環境が構築された。	舞鶴市社会福祉協議会、舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園と連携し、引き続き障害児通所支援事業に取り組みます。また、療育の視点から効果的な運営体制を検討します。	子ども支援課
4	発達相談	1歳半や3歳児健診の受診者のうち精神面で精密検査を要する子どもへの発達チェックとそのかかわり方についての育児相談を実施します。	・児童相談所による発達検査と相談の実施 ・臨床心理士等による発達検査と助言指導の実施。	今後とも精神面でフォローが必要な幼児および保護者に対して、適切な助言指導を行います。	健康づくり課
5	子どものほめ方教室	子どもとのかかわり方や育てにくさを感じている保護者に、子どもをほめて育てる基盤づくりに努めます。	・ほめ方講演、ほめ方教室を実施し、子どもへのかかわり等についての基盤づくりに努めた。	今後とも講演会や教室を通し、保護者にはほめて育てるかかわり方を学んでもらうことで育ての心配や不安が軽減できる親支援の事業として継続していくとともに、講演会や教室のネーミングを工夫し、より多くの方に参加してもらえよう案内します。	健康づくり課
6	障害児支援利用援助・サービス利用支援	障がいのある児童に適切なサービスを提供するため、サービス利用計画書の作成支援や事業者等との連携に努めます。	・児童の成長・発達のために、利用児童や保護者と相談し、ニーズを基に目標を立て、児童通所支援、障害福祉サービス等の利用について、計画・相談に応じた。	保護者と事業所、学校など関係機関との連携を推進し、相談支援専門員の役割の周知に努めます。	子ども支援課
7	児童短期入所（ショートステイ）	保護者の疾病等により一時的に家庭で養育することが困難な障害のある児童を短期間施設での預かりを実施します。	・障害児（者）短期入所 2事業所	保護者の方の負担を軽減するため、事業所等と連携し、支援していきます。	子ども支援課



【重点施策4】配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

NO.	事業名	事業概要	事業実績	課題・今後の方向性	担当課
8	児童居宅介護（ホームヘルプ）	障害のある児童を対象に、自宅で入浴、排泄、食事等の介助を実施します。	・障害児（者）居宅介護 2事業所	保護者の方の負担を軽減するため、事業所等と連携し、支援していきます。	子ども支援課
9	児童通所支援（児童発達支援）	未就学児の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を実施します。	・児童発達支援（さくらんぼ園他2法人） ・放課後等デイサービス（こども療育センター他6法人等）	児童発達支援、放課後等デイサービスと、実施事業所が不足していることか、各関係機関との連携を推進し、可能な限りニーズに応えられるよう利用調整を行います。また、新規事業所の開設に向け協議を行います。	子ども支援課
10	児童通所支援（放課後等デイサービス）	就学している障がい児に授業終了後、また、休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進につながるよう支援を充実します。	・舞鶴市要保護児童対策地域協議会（調整機関として、代表者会議（20関係団体）、実務者会議、要保護部会（隔月開催）、個別ケース会議（随時開催）を実施し、複雑化する相談内容に対応している。平成29年度からは、毎月の実務者会議に警察署に参加いただき、関係機関との連携をより強化しています。	相談内容が複雑化しており、関係機関との情報共有と連携がより重要となつています。また、困難ケースが増加傾向にあり、実務担当者の専門性の向上と関係機関との連携体制が重要となつています。平成30年度から子ども総合相談センター子ども家庭総合拠点に位置付けたり、子ども虐待の発生予防から自立支援まで総合的に対策を推進します。	子ども支援課
11	子ども総合相談センターと関係機関との連携強化	年々増加する相談事案に適切に対応するため、関係機関との情報共有と連携を密にして取り組みを強化します。	・舞鶴市要保護児童対策地域協議会（調整機関として、代表者会議（20関係団体）、実務者会議、要保護部会（隔月開催）、個別ケース会議（随時開催）を実施し、複雑化する相談内容に対応している。平成29年度からは、毎月の実務者会議に警察署に参加いただき、関係機関との連携をより強化しています。	相談内容が複雑化しており、関係機関との情報共有と連携がより重要となつています。また、困難ケースが増加傾向にあり、実務担当者の専門性の向上と関係機関との連携体制が重要となつています。平成30年度から子ども総合相談センター子ども家庭総合拠点に位置付けたり、子ども虐待の発生予防から自立支援まで総合的に対策を推進します。	子ども支援課
12	要保護児童対策地域協議会	児童福祉、医療、保健、教育、警察、代官法等の関係機関や関係団体で構成し、代表者会議、実務者会議を設置しています。児童虐待ケースの進行管理を行い、関係機関の実務担当者で構成する実務者会議を毎月1回開催し、ケースに関する情報共有と支援策の検討を実施します。	・舞鶴市要保護児童対策地域協議会（調整機関として、代表者会議（20関係団体）、実務者会議、要保護部会（隔月開催）、個別ケース会議（随時開催）を実施し、複雑化する相談内容に対応している。平成29年度からは、毎月の実務者会議に警察署に参加いただき、関係機関との連携をより強化しています。	相談内容が複雑化しており、関係機関との情報共有と連携がより重要となつています。また、困難ケースが増加傾向にあり、実務担当者の専門性の向上と関係機関との連携体制が重要となつています。平成30年度から子ども総合相談センター子ども家庭総合拠点に位置付けたり、子ども虐待の発生予防から自立支援まで総合的に対策を推進します。	子ども支援課
13	養育支援訪問事業	子育てについて、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等により、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業を実施します。	平成29年度より養育支援訪問事業を開始。母子手帳配布や新生児訪問、乳幼児健診、こころにちは赤ちやん事業、地域子育て支援拠点等把握し、特に養育支援が必要であると判断した家庭について、保健師や相談員等が訪問し、専門的相談支援を実施。	今後は、育児支援や簡単な家事等の援助、相談・助言の子育て支援団体と検討し、安心して産み育てられる環境づくりのため、産前・産後の支援の充実を図っていく必要があります。	子ども支援課
14	ひとり親家庭の自立支援（生活支援・相談）	ひとり親家庭の自立に向けて就労に有利な資格を取得するための費用を助成し、就労やキャリアアップに努めます。また、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の各種相談に応じて助言や情報提供を実施します。さらに、ひとり親家庭の交流の場や情報交換の場を設けるなど生活の支援を実施します。	・母子・父子自立支援員を1名配置し、助言や情報提供を行い、就労支援に努めた。また、京都府ひとり親家庭自立支援北部センターと連携し、毎月、第2・第4火曜日に就労相談支援を実施。さらに、生活支援として様々な講座を実施し、日常生活を支援。	京都府ひとり親家庭自立支援センター等との連携強化を図り、就労支援、生活総合相談など自立支援方策を拡充します。（4名はまた、舞鶴市母子福祉会は、親家庭福祉推進員30～40歳代）が京都府ひとり親家庭に根差した日常の生活支援活動を展開。今後は、父子家庭の推進員などひとり親支援の充実を図ります。	子ども支援課



[重点施策5] 地域における子どもの育ちの支援と安全に安心して子育てができるまちづくりの推進

NO.	事業名	事業概要	事業実績	担当課
1	地域子育て支援拠点事業	乳幼児をもつ子育て中の親同士の交流や親子の遊びの場を提供し、子育てに関する相談や子育てに関する情報の提供、助言など、利用者や子育て支援活動の担い手として、多くの子育て家庭が利用しやすいよう拠点の周知・啓発を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て交流施設「あそびあむ」を開設(H27.4)</li> <li>子育て支援センター：週6日型</li> <li>よちよち広場(昭光保育園)週4日型</li> <li>さよならあと(ルンビニ保育園)週4日型</li> <li>ほっと(八島商店街)週4日型</li> <li>ひまわり(西市民プラザ)週4日型</li> </ul>	子ども支援課
2	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生の子どもの預かり等の援助サービスを受けたい親を「お願い会員」とし、その援助を行いたい者を「まかせて会員」として、相互の援助活動に関する連絡調整を行い、子どもの保育所(園)等への送迎や終了後の預かりを実施しています。働きたい親や介護中等の子育て家庭の支援助として、困っている方が利用しやすいよう周知・啓発を強化し、また「まかせて会員」の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「お願い会員」と「まかせて会員」相互の援助活動に関する連絡調整を行い、習い事や幼稚園等の送迎を実施した。</li> </ul>	子ども支援課
3	一時預かり事業(幼稚園の預かり保育を含む)	親が就労、病気、冠婚葬祭等で、一時的に育児が困難になった時や、育児ストレスを軽減したい時に、保育所などで乳幼児の預かりを実施します。また、私立幼稚園で実施している在園児を対象として通常の教育時間以外の日及び時間を預かる子どもも実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所実施園数：公立3、私立10</li> <li>幼稚園実施園数：公立1、私立12</li> </ul>	幼稚園・保育所課
4	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	両親が就労等により昼間家庭にいない小学校児童を対象として、その児童の健全育成と家庭と仕事の両立支援を図るため、平日の放課後、土曜日や小学校の長期休業期間等に児童を預かる事業を実施しています。今後は、放課後児童支援員の研修機会を拡大し、専門性の向上に努めるとともに、夏休みの長期休業期間に対応した、小学校区を超えて利用可能なクラブ施設の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全18小学校区で計26クラブ、法人3クラブの合計29クラブが実施</li> <li>夏休児童クラブの実施(東西3か所)</li> <li>平成30年度未現在で、198人中99人が支援員の研修を受講し、専門性の向上につながっている。</li> <li>平成29・30年度において、持続可能なクラブの運営構想を「放課後児童クラブ部会」において検討し、その内容を報告書として取りまとめ「子ども若者支援会議」に提案し承認を得た。</li> </ul>	子ども支援課



NO.	事業名	事業概要	事業実績	課題・今後の方向性	担当課
5	少年補導委員非行防止活動	<p>子どもの好ましくなくない行動の早期発見と問題行動の習慣化、拡大化を未然に防止するため、少年補導委員による子どもへの声かけを中心とした街頭補導活動を実施します。</p>	<p>・中学校区単位に校区補導委員会を設け、大規模校区は5班、小規模校区は1～2班の補導班を編成して活動（少年補導委員95人）</p> <p>・子どもへの声かけや帰宅指導、交通違反等への注意喚起等の街頭補導活動を実施</p>	<p>小・中・高等学校、各PTA、地域、関係機関と更なる連携を図り、青少年の非行の未然防止に努めます。</p>	子ども支援課
6	青少年善行表彰	<p>子どもが心身ともに健やかに成長することを願い、社会生活・教育・文化等の面で顕著な善行があったと認められる個人、団体を表彰しその善行を称えます。</p>	<p>・社会活動、教育、文化等の面で顕著な善行があったと認められる概ね20歳までの青少年に対し、その善行を称えることで、心身の健やかな成長に寄与している。</p> <p>・市内の民間団体やグループ等が実施する子ども・若者の健全な育成・支援に関する活動に要する経費を助成</p>	<p>平成28年度より、善行表彰基金の使途拡大を行い、子ども・若者の健全な成長を支援する事業を実施する民間団体等に対して、その活動費を補助しており、今後幅広く青少年の善行の励行を推し進めるよう努めます。</p>	子ども支援課



